

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 漁獲情報システムに係る基本設計書作成及びシステム更新等業務
- (2) 業務内容 漁獲情報システム更新に係る要件定義、画面設計の一部を取り込んだ基本設計書（仕様書、図面等をいう。）を作成し、当該基本設計書に基づいたシステム更新を行う。なお、詳細は別に定める仕様書による。
- (3) 履行期間
  - ア 基本設計書作成業務 契約日からこの公募型プロポーザルによる企画提案書に基づき決定した日まで
  - イ システム更新業務 この公募型プロポーザルによる企画提案書に基づき決定した日から平成 20 年 2 月 29 日（金）まで（この期限内にはシステムを完全に稼働させるものとする。）
  - ウ システムに係る賃貸借期間 平成 20 年 3 月 1 日（土）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
- (4) 予算額
  - ア 基本設計書作成業務 500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
  - イ システム更新及び賃貸借業務 3,840 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。（年度別内訳：平成 19 年度 960 千円、平成 20 年度から平成 22 年度まで 2,880 千円）

## 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年 8 月 31 日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成 19 年 8 月 31 日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 9 月 6 日（木）までに 5 の（7）の場所に提出すること。

## 3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、1 の（2）の業務内容についての基本的な考え方、業務の実績、担当者のスキル等の評価項目について、別に定める評価基準に基づき各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

## 4 最優秀提案者の選定

3 により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

## 5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

電話 0857-26-7318

電子メール [suisan@pref.tottori.jp](mailto:suisan@pref.tottori.jp)

(2) 参加要領の交付

ア 交付期間

平成 19 年 8 月 31 日（金）から同年 9 月 13 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は送付すること。なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 19 年 8 月 31 日（金）から同年 9 月 13 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

なお、送付による場合は、同月 12 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 参加資格の確認

(3)により提出のあった参加表明書を審査の上、この公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を平成 19 年 9 月 17 日（月）までに通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

参加要領に基づき企画提案書及び費用内訳書を作成し、業務実績に係る契約書等の写しを添付して、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 19 年 9 月 13 日（木）から同月 28 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(6) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 受付期限

平成 19 年 9 月 24 日（月）正午まで

(7) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)に同じ。

(3) 詳細は、参加要領による。